

よくあるご質問

【講習内容と受講対象者に関すること】

問： 専従警戒要員として警戒船に乗船するためにはどちらの講習を受講すればよいですか。

答： 業務講習を受講して下さい。

問： 管理講習とは、どのような方が受講するのですか。

答： 警戒業務管理者として業務に就く場合には、管理講習を受講して下さい。

※警戒業務管理者とは、警戒業務全般の調整、業務実施に必要な情報収集、伝達等を行う者で、工事施工者の必要に応じて配置されます。

問： 管理講習と業務講習は同日に受講出来ますか。

答： 同日受講できます。

問： 小型船舶操縦免許証等海技免状を受有していないのですが受講できますか。

答： 受講できます。

問： 六管区の管轄区域外に居住（勤務）していますが、受講できますか。

答： 受講できますが、六管区内の在住者、又は管内で勤務されている方を優先して受付するため、管内在住者、又は勤務者で定員に達しなかった場合のみの受付となります。

問： 来年度の開催場所や開催日時はいつごろ決まりますか。開催日時が決まったら電話やFAX、メール等で教えてもらうことは出来ますか。

答： 毎年4月以降に調整を行い、決まった事項からホームページに掲載しています。個別に開催日時などはお知らせしておりませんので、定期的にホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

問： 受講証明書はいつもらえますか。

答： 当日、講習会終了後にお渡しします。なお、氏名、生年月日に誤りがあった場合には、当日のお渡しができないことがあります。

問： 未成年の学生は受講できますか。

答： ご両親の承諾を受けていることが前提となりますが、15歳未満の義務教育を受けている方におかれましては、義務教育が憲法で規定する国民の教育を受ける権利を保障し、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高めるという大きな役割を担っていることから、講習会の受講を控えていただいております。講習会は、年に数回開催しており、卒業後も受講できる機会が多くありますので、ご理解いただけますと幸いです。

また、通っている学校において就労等を認めていない場合などもありますので、担任の先生等と十分に話し合い、講習会の受講を検討していただくようお願いいたします。

問：日本語の読み書き又は会話ができないのですが、受講できますか。

答： 警戒船に乗船し、警戒業務に従事する者は、通常の船舶の運航に必要な知識、能力のほか、警戒業務を的確に遂行するための知識、技能が必要です。

警戒船講習会では、必要となる知識を受講者に付与するために実施するものになりますが、日本語の読み書き又は会話ができない方については必要な知識を得ることのほか、警戒中における他船との意思疎通も困難な状況が想定されますので、そのような方におかれましては、講習会の受講を控えていただいております。

【申込方法に関すること】

[紙申請（郵送）に関すること]

問：一つの封筒に複数名の受講申請書を入れて申込をしてもよいですか。

答： 会社、漁業協同組合などで取りまとめて、同じ会場の申込をされる場合、一つの封筒に複数名の受講申請書を入れて頂いても構いません。（返信用封筒も1つで構いませんが、受講申請書は一人につき一枚を記載して下さい。）

問：受講申請書を直接持って行ってもよいですか。又はFAXで受講申請書を送付してもよいですか。

答： 郵送及びオンライン申請のみの受付とさせていただきます。

問：消印の付かない「料金後納郵便」等で送付してもよいですか。

答： 消印のない場合、有効消印期間の1日目に届いたら「無効」、有効消印期間2日目以降に届いた場合は担当が受け取った日を消印日とさせていただきます。

問：有効期間外に誤って発送してしまいました。

答： 再度、受講申請書のみ有効期間内に発送してください。返信用封筒は1回目に送付いただいたものを使用しますので再度同封していただく必要はありません。

問：申込期間初日に届くように、前もって送付してもよいですか。

答： 消印が申込期間外の場合は受付できません。

問：例えば、会社内で5名応募し、3名が受講可能となり、2名が申込から外れた場合、同じ会社内で受講者を入れ替えることはできますか。

答：受講者の交代は出来ません。

[その他]

問：申込方法は紙申請とオンライン申請がありますが、今後も両手段で申請することができますか。

答：今年度は紙申請とオンライン申請の両方で受付しておりますが、令和8年4月以降は全管区においてオンライン申請のみに移行する予定です。

問：オンライン申請ができない者（携帯電話やパソコンを持っていないなど）はどうすればよいですか。

答：令和8年4月以降は、オンライン申請に一本化する予定としておりますが、例えば申請者が携帯電話等を持っておらずオンライン申請ができないといった場合が想定されます。このようなやむを得ない事情がある方に限り、郵送等別手段での申請も受け付ける予定とはしておりますが、いずれにいたしましても、事前にお電話等で第六管区海上保安本部交通部航行安全課にご相談ください。

【警戒船の配備に関すること】

問：警戒船の配備等について基準はありますか。

答：平成25年4月1日に「海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針」が施行されました。詳しくは以下のリンク先からご確認いただけます。

(行政指導の詳細、工事作業等の警戒業務の手引き【海上保安庁交通部航行安全課へリンク】)

【受講証明書の再交付に関すること】

問：過去に紙申請で申し込んだ者が、再交付手続きをする場合はどのようにしたらよいですか。

答：紙申請又はオンライン申請のいずれかでお手続きください。

※令和8年4月以降は、オンライン申請に一本化される予定です。

紙申請で手続きする場合は、受講した海上保安部に再交付申請書を提出することで、再交付できます。

オンライン申請は、再交付申請のバナーから手続きを行ってください。オンライン申請はシステム上で処理が完結でき、再交付以降いつでもマイページにて受講証明書を確認することができます。

注：システム上で電子的に受講証明書を交付していることから、申請者自らが印刷を行っていただくことになります。（印刷した紙の受講証明書は再交付されません。）

【受講証明書の公印に関すること】※令和7年4月以降、受講証明書の公印を廃止します。

問：どうして受講証明書の公印を廃止したのですか。

答：公印押印事務の簡素化、効率化及び警戒船講習会のデジタル化等の理由から、警戒船講習会の受講証明書の公印を廃止することとなりました。

問：公印を廃止して受講証明書としての効力はあるのか。

答：公印の有無にかかわらず、受講証明書としての効力に変わりはありません。

問：公印がないのであれば、偽造などの問題があるのではないか。

答：警戒船講習会の受講証明書については、海上保安庁において、過去の分も含め、受講番号や氏名等で厳格な管理を行っており、偽造にも対応が可能となっております。

問：公印を押してほしい場合は対応してくれるのか。

答：令和7年度以降は公印を廃止しますので、特定の方のみに公印を押印するような対応は行いません。

問：過去に公印のある受講証明書をもらっていた場合で、再交付申請を行った場合は公印が押印されるのか。

答：過去に公印のある受講証明書を持っていた方が、紛失等の理由により改めて再交付申請を行った場合、再交付する受講証明書には公印の押印はありません。

問：企業側が公印のないものを認めてくれない場合はどうしたらよいか。

答：令和7年度以降は公印を廃止しており、その旨をホームページにおいても公表しています。そのため、公印がない理由を丁寧に企業側にお伝えいただくとともに、それでも納得いただけないようであれば海上保安庁にお問い合わせください。